ちょっと待って! 18歳_は大人なの?

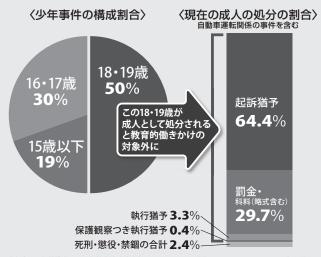
--- 元少年と考える少年法適用年齢引下げ問題 ---

年齢引下げによって大半が教育的働きかけの対象外に

現在、家庭裁判所で審判が行われる少年事件の対象の約5割が18歳・19歳の少年となっています(右のグラフ参照)。少年事件では、専門的な調査によって非行の原因を分析し、各人の個性に応じた教育的働きかけによって再犯防止を図ります。軽微な非行であっても少年の問題性が大きいと分析された場合には少年院等で教育がなされることがあります。

一方、成人の事件は約64%が起訴猶予処分、約30%が罰金等の財産刑とされており、これらの場合、たとえ逮捕されても短期間の拘束で釈放され、教育的働きかけはなされません。

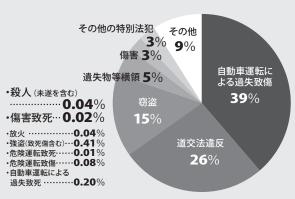
つまり、仮に少年法の適用年齢を18歳未満に引き下げると、現在少年事件の半数を占める18歳・19歳の若者たちが犯罪をした場合、「自己責任」の名の下に教育的働きかけがとられないままに社会に戻されることになります。その結果、若年者の再犯を増加させ、新たな被害者を生み出しかねないという問題があります。



※少年事件の年齢構成は2015年検察統計統計表15-00-25をもとに、嫌疑ありとされたものに関する起訴猶予・起訴の率は2015年検察統計統計表15-00-06,10をもとに、処分の割合は平成27年司法統計年報刑事事件編第14,212表をもとに算出した終局区分の割合を起訴率に乗じて算出※グラフ内の数値は四捨五入をしているため、合計が100%にはなりません

重大・凶悪事件はごく一部

18歳・19歳の少年が起こす事件の内訳は右のグラフのとおりです。殺意を持って人を死傷させたような事件はごくわずかであり、放火・強盗といった事件を含めても全体の1%にもなりません。しかも、重大・凶悪事件については少年であっても刑事裁判を受けることがあります。重大・凶悪事件ばかりが問題視されることが多いですが、それ以外の圧倒的多数の事件に少年法が適用されなくなり、教育的働きかけがなされなくなることの弊害について考える必要があります。



2015年検察統計統計表15-00-27をもとに作成